

様式 1

整理番号	水道-条申-1
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	水道局工務部給水課 (06-6616-5480)
処分課（担当）名	水道局東部水道センター給水装置工事グループ
処分の名称	水道料金等の減免（分担金）
概要	給水条例第36条の規定に基づく分担金の減免を申請するものです。
根拠法令等 及び条項	大阪市水道事業給水条例(昭和33年4月1日条例第19号)第36条 大阪市水道事業給水条例施行規程(昭和33年4月1日大阪市水道事業管理規程第4号) 第37条の4、第37条の5 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎次に掲げるもののいずれかに該当することが必要です。 (1) 公衆浴場法による許可を受けた公衆浴場（大阪府知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受けるものに限ります。） (2) 住宅 (3) その他局長が必要と認めるもの 上記に該当しない場合でも、個々具体的なケースにより、分担金を減免することができます。
標準処理期間	20日～30日
経由日数	なし
提出先	水道局東部水道センター給水装置工事グループ
提出時期	隨時
提出方法	給水装置工事の申込者は、給水装置工事の申込時に分担金減免申請書を提出してください。
手数料	なし
相談窓口	水道局工務部給水課(06-6616-5480)
ホームページ	
備考	

<根拠法令等及び条項>

○ 大阪市水道事業給水条例

第36条 局長は、特別の理由があるものについては、この条例によつて納付しなければならない料金、分担金、手数料その他の費用を減免することができる。

○ 大阪市水道事業給水条例施行規程

(分担金の減免)

第37条の4 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第36条の規定により分担金を減免する。

- (1) 第28条第1項に規定する湯屋用の用途適用を受ける公衆浴場
- (2) 住宅
- (3) その他局長が必要と認めるもの

第37条の5 前条の規定による減免額は、当該給水装置をもつぱら前条各号のいずれかに該当するものに使用するときは、当該給水装置にかかる分担金の全額を免除し、当該給水装置の一部を前条各号のいずれかに該当するものに使用するときは、もつぱらこれらのものに使用するため給水装置を新設する場合に負担することとなる分担金の額を減免する。この場合において新設する給水装置のメーターの口径は、水の使用量等を勘案して局長が定める。ただし、住宅については、住宅1戸あたりの給水装置のメーターの口径は、13ミリメートルとする。

2 前項に規定する給水装置を新設する場合に負担することとなる分担金の額は、新設する給水装置のメーターの口径が75ミリメートル以上の場合は、条例第33条の2第1項第1号に規定する分担金の額、メーターの口径が75ミリメートル未満の場合は、第34条の2に規定する分担金の額とし、当該給水装置にかかる分担金の額を限度とする。